師 王 先生亡き今思 ふ (六) 圷 康

「齒止め」論の奇々怪々

平成二十七年七月二十七日

たちの言を要するに、 集團的自衛權を口實に米國主導の戰爭に無制限に參畫し、 からしめん、 現下の安全保障法制を巡る議論に「齒止め」論なる奇々怪々なるものあり。 故に是に齒止めを掛くべし」とする主張なり。 「齒止め」論とは、 「右傾化甚だしき現總理の暴走止まる處を知らず、 而して自衞官の生命の危險を高 斯の提唱者

は更なる精神的侵蝕の機會をも招くに等しからずや。 步を重ぬるが如くの政權を許すは、 彼國との關係を惡化せしめ、脅威を前にして對話のみを以て事態鎮靜すべく唯々讓步に讓 坐して死を待つのみの無爲無策の政權を許すに等しからずや。同盟國への義務を果たさず 怪々たる所以なり。「左への齒止め」無くんば、 義に於ては、 「左への齒止め」 斯かる觀點に從ふに、 の本質を 素より、 「抑制と均衡」とする說も亦有力なり。 民主主義を諸侯又は民權派による王權抑制 權力の一方的抑制よりは、 への配慮を全く缺くものなり。 方今の「齒止め」論は、 他國による我國へ 寧ろ、 謂はば一方的の 左右保革の間の均衡に重きを置くが常なり。 將來、 斯かる公正性の缺如、 然れども、 の物理的武力行使のみならず、 の?史と觀るは通説なり。 國家の危急存亡の秋に際してさへ 最早成熟したる議會制民主主 「右への齒止め」 「齒止め」 論の奇々 論にして、 民主主義

ものなり。 なり。 にして、 は自らの生命の危險を承知の上志願し任官せる自衞官の確乎たる覺悟と士氣を蔑ろにする の生命の危險を高からしむるに齒止めすべ 加ふるに、 是卽ち「齒止め」 同法案の抑止 元來自衞隊を違憲視したる所謂護憲派の、 力強化を以て延いては自衞官の危險を減ずるの效果を看過するも 論の奇 /々怪 々たる今一つの所以なり。 L と唱ふるに至りては、 現政權の新安保法案をして自衞官 さらに附言せば、 其の自家撞著は論外 0

尚以て宜しく傾聽すべし。 能ならしむる選擧のみ、 故粤王先生曰く、 へ「齒止め」 と。 議會制民主主義に於ける權力濫用への「齒止め」は政權交替を可 を掛けんとする有權者の審判の歸結ならずや。 顧へらく、 現政權誕生は先の一聯の政權の數多の 先生の御正論

(平成二十七年九月十九日受附)